

名張市手数料徴収条例の一部改正について

1. 改正の趣旨及び背景

平成12年4月1日から、三重県内の特定行政庁及び民間確認検査機関では、建築確認検査において、一定規模以上の特殊建築物を対象に中間検査を行っています。

限定特定行政庁である本市においては、取扱い対象となる建築物が中間検査の対象に含まれていなかったため、これまで建築確認審査の後、工事完了検査のみを実施してきました。

今回、大手住宅供給メーカー等による構造や防耐火といった重要な部分に係る工事監理の不備を伴う諸事案が発生したことを受け、三重県及び県内の全ての一般特定行政庁において、中間検査の対象となる建築物を一戸建ての住宅や長屋住宅（以下「一戸建ての住宅等」といいます。）に拡大することとなりました。

一戸建ての住宅等は、限定特定行政庁の事務の取扱い範囲となり、本市においても中間検査を実施することとなるため、それに伴い手数料条例の改正を行います。

2. 主な改正内容

- (1) 建築基準法に基づく中間検査の申請及び特定工程に係る工事が終了した旨の通知に対する検査について、手数料の規定を設けます。
- (2) (1)の検査の対象となる特定工程に係る建築物を建築した場合の完了検査等について、手数料の規定を設けます。
- (3) その他所要の改正を行います。

3. 施行期日

令和3年7月1日から施行します。

4. 中間検査制度の改正の概要

【中間検査対象建築物】

令和3年3月26日付け三重県告示の一部改正により、中間検査の対象となる建築物が拡大されました。

改正前

	対象用途	対象規模
(1)	劇場、映画館等	左欄の用途が3階以上の階、客席の床面積が200㎡以上
(2)	病院、診療所、 <u>ホテル、共同住宅、下宿等</u>	左欄の用途が3階以上の階
(3)	学校、体育館等	左欄の用途が3階以上の階
(4)	百貨店、展示場、キャバレー、遊技場等	左欄の用途が3階以上の階、用途の床面積が3,000㎡以上



改正後

	対象用途	対象規模
(1)	劇場、映画館等	左欄の用途が3階以上の階、客席の床面積が200㎡以上
(2)	病院、診療所、 <u>ホテル、共同住宅、下宿等</u>	左欄の用途が3階以上の階
(3)	学校、体育館等	左欄の用途が3階以上の階
(4)	百貨店、展示場、キャバレー、遊技場等	左欄の用途が3階以上の階、用途の床面積が3,000㎡以上
(5)	<u>一戸建て住宅、長屋、共同住宅、下宿等</u>	<u>左欄の用途が2階以上の階、用途の床面積が50㎡超</u>

【手数料条例の改正】

中間検査申請又は特定工程工事終了通知手数料及び特定工程に係る建築物を建築した場合の完了検査申請又は完了通知手数料（太枠部分）

床面積の合計	建築確認	【新設】	【新設】
		中間検査等	完了検査 (中間検査等なし)
～30 m ² 以内	8,000 円	17,000 円	17,000 円
～100 m ² 以内	19,000 円	21,000 円	21,000 円
～200 m ² 以内	41,000 円	33,000 円	34,000 円
～500 m ² 以内	63,000 円	47,000 円	49,000 円
～1,000 m ² 以内	107,000 円	62,000 円	64,000 円
～2,000 m ² 以内	155,000 円	84,000 円	89,000 円
～10,000 m ² 以内	231,000 円	143,000 円	164,000 円
～50,000 m ² 以内	341,000 円	204,000 円	237,000 円
50,000 m ² 超～	610,000 円	391,000 円	443,000 円

※「中間検査等」とは、中間検査及び特定工程工事終了通知に対する審査（国等が特定工程を含む建築物等の建築主である場合の審査）をいいます。

【県内の限定特定行政庁の状況】

伊賀市、亀山市共に6月定例会で条例改正し、令和3年7月1日の施行を予定しています。